

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称	都市計画法第53条第1項の許可に関する処分
根拠法・規則名	都市計画法(昭和43年法律第100号)、同法施行令、及び同法施行規則
条 項	都市計画法第53条第1項
所管部課	さいたま市都市局 北部都市計画事務所・都市計画指導課 南部都市計画事務所・都市計画指導課 その他市街地再開発事業施行区域に係る所管部課
審査基準	<p>基 準</p> <p>1 申請建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができること。  (1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。  (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>2 前項のほか、次に掲げる都市施設及び市街地開発事業の施行区域に係る許可の申請で市長が申請者と協議し合意したもの。  (1) さいたま都市計画公園5・4・01 浦和記念公園  (2) さいたま都市計画西浦和第一土地区画整理事業  (3) さいたま都市計画東浦和土地区画整理事業</p>
	<p>設定等年月日</p> <p>平成13年5月1日設定      平成29年6月1日最終改正</p>
	<p>解釈文書 関連通知</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)、同法施行令、及び同法施行規則 建築基準法(昭和25年法律第201号)、同法施行令、及び同法施行規則</p>
標準 処理 期間	<p>期 間</p> <p>14日 ただし、以下の期間を含まないものとする。  ・補正に要する期間  ・執務が行われない市の休日の期間  ・他の機関(国土交通省大宮国道事務所を含む)への照会に要する期間</p>
	<p>設定等年月日</p> <p>平成13年5月1日設定      平成15年10月1日最終改正</p>
備 考	